



## ひとり親世帯

### 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、子育てに対する負担の増加や収入の減少に対する支援のため、臨時特別給付金が支給されます。

#### （支給対象者）

- ①令和2年6月の児童扶養手当を受給するかた
- ②公的年金給付などを受給しているかたで令和2年6月分の児童扶養手当が全額支給停止されるかた
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっていないひとり親世帯のかた

準となっているひとり親世帯のかた  
④①または②に該当するかたのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少したかた

#### （支給額）

- ①から③に該当するかた  
1世帯 5万円、  
第2子以降1人につき 3万円
- ④に該当するかた  
1世帯 5万円

#### （受給手続き）

- ①に該当するかた  
申請不要
- ※給付金を希望しないかたは、7月27日(月)までに福祉事務所へ受給拒否届出書を提出してください。
- ②から④に該当するかた  
申請が必要で、申請の詳細は長島町ホームページでお知らせします。

#### 問い合わせ先

役場福祉事務所子育て支援係  
☎(86)1146[直通]

### 現況届などの提出は期限内に

町では、今年度の手当の受給資格を確認するため、対象者に次の書類を

- ①平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれたかた
- ②学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有するかた
- ③原則として、採用と同時に長島町または出水市、阿久根市に居住できるかた

#### ○採用予定人数11人

#### ○試験日・場所

- ・第1次試験  
9月20日(日)

北薩広域行政事務組合リサイクルセンター2階会議室

#### ・第2次試験

日時・場所は第1次試験合格者発表時に通知

#### ○受験申込書

北薩広域行政事務組合のホームページからダウンロードください。

#### ○受験申込受付期間

8月3日(月)から20日までの午前8時から午後5時15分までとし、郵送の場合は20日(木)までの消印有効とします。  
※詳細は問い合わせください。

#### 問い合わせ先

北薩広域行政事務組合総務課  
☎(84)4815

送する予定です。提出が無い場合、受給資格がなくなることがありますので、

期日までの提出をお願いします。  
（児童扶養手当現況届）

#### ○現況届の送付

7月下旬発送予定

#### ○受付期間

8月3日(月)～8月20日(木)

#### ○手続きに必要なもの

- ①現況届
- ②児童扶養手当証書
- ③印鑑
- ④養育費などに関する申告書
- ⑤別居監護申立書

（児童と別居されているかた）

※必要に応じて提出するものがあります。

#### （特別児童扶養手当所得状況届）

#### ○所得状況届の送付

8月上旬発送予定

#### ○受付期間

8月11日(火)～9月10日(木)

#### ○手続きに必要なもの

- ①所得状況届
- ②特別児童扶養手当証書
- ③印鑑

④身体障害者手帳または療育手帳  
※必要に応じて提出するものがあります。

（ひとり親家庭医療更新書類）

○更新申請書の送付  
7月下旬発送予定

#### ○受付期間

8月3日(月)～8月20日(木)

#### ○手続きに必要なもの

- ①ひとり親家庭医療費助成支給資格者証認定(更新)申請書
- ②ひとり親家庭医療費助成支給資格者証
- ③印鑑
- ④健康保険証(受給者・児童全員分)
- ⑤養育費などに関する申告書

※必要に応じて提出するものがあります。

#### ○提出先

役場福祉事務所子育て支援係または指江庁舎総合管理課

#### 問い合わせ先

役場福祉事務所子育て支援係  
☎(86)1146[直通]

### 持続化給付金

#### 申請サポート窓口

町商工会では、国が実施している持続化給付金の申請サポート窓口を開設しています。この給付金は電子申請となっており、手続きが困難なかに申請の

### 始まっています！受動喫煙対策 ～マナーからルールへ～

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律(改正健康増進法)が成立し、令和2年4月1日から全面施行されました。これにより、多数の利用者がいる施設や旅客運送業、飲食店などの施設において原則屋内禁煙となりました。  
ただし、既存の特定飲食提供施設 出が必要となります。



喫煙室には標識掲示が義務付け



屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要



20歳未満のかたは喫煙エリアへ立入禁止



多くの施設において原則屋内禁煙



喫煙専用室あり  
Designated smoking room available



喫煙専用室  
Designated smoking room



「施設」の出入口に貼るもの



「喫煙室」の出入口に貼るもの

詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



※標識の啓発ツールは厚生労働省の受動喫煙対策ホームページからダウンロードできます。



#### 問い合わせ先

川薩保健所  
☎0996(23)3165

